

第24号議案

志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例

志木市敬老祝金条例（平成8年志木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者で、次に掲げるもの」を「おいて、次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 本市に引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者
- (2) 基準日の属する年の4月1日からその翌年の3月31日までの間に年齢が満100歳となる者

第2条に次の1項を加える。

2 祝金の額は、30,000円とする。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（志木市敬老年金支給条例の廃止）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における祝金の受給資格者に関する特例）

3 令和8年度における第2条第1項の規定の適用については、同項中「毎年9月15日（以下「基準日」という。）」とあるのは「令和8年9月15日」と、同項第2号中「基準日の属する年の4月1日からその翌年の3月31日」とあるのは「令和7年9月16日から令和9年3月31日」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

志木市長 香川 武文

提 案 理 由

敬老祝金の受給資格者の見直しをしたいので、地方自治法第 14 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。